

「(仮称)札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例(案)」について

近年、繁華街において道行く女性に声を掛け、性風俗店で働いたり、アダルトビデオへ出演したりするよう勧誘する、いわゆる「カラス族」と呼ばれる者たちが増えています。このほかにも薄野地区では、卑わいな事が書かれた看板やビラなどを使って、性風俗店や卑わいな接待を提供するような風俗店の客として誘う行為、さらには風俗店無料案内所のように卑わいな広告物を堂々と掲示したり、ビルの壁面に卑わいな看板を掲げたりするような行為が増えています。

こういった異様な光景は、市民のみならず全国各地から本市を訪れる観光客にとっても迷惑・不快と感ずるものであり、また、昨年12月に実施した市政世論調査によると、多くの方がこの状況を改善するために、何らかの規制を設けることを求めています。

これらのことを勘案し、本市では関係機関と協議の上、安全で安心な生活環境の確保を目的として、早急に規制をしなければならないと考えられる迷惑行為について、罰則付きで禁止する条例の制定を目指してきました。

このたび、条例案をとりまとめましたので、この案に対する市民の皆さまのご意見を募集します。

1 禁止行為について

(1) 性風俗店での稼働などに関する勧誘行為の禁止

市長が指定する一定区域内の公共の場所では、不特定の人に対して、ソープランド、キャバレー、スナックなどの店で人に接する役務に従事するよう勧誘することや、アダルトビデオなどの被写体となるように勧誘することを禁止します。

(2) 不当な誘引行為の禁止

市長が指定する一定区域内の公共の場所では、不特定の人に対し、ソープランドやピンクキャバレーなどの性的なサービスを提供する店の客となるよう、呼び掛けたり、ビラなどの文書を配布したり、看板などを掲げたりして誘うことを禁止します。

(3) 卑わいな広告物の掲示などの禁止

市長が指定する一定区域内の公衆が見やすい屋外の場所(車両などを含む)や、誰もが出入りできる屋内であって屋外から容易に見える場所に、人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表す人の裸、下着姿、水着姿などが描かれた看板、ポスターなどを掲げることを禁止します。

2 罰則について

それぞれの禁止行為を行った者には、「50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」を適用します。また、この常習者には、さらに重い罰則を適用します。

金品を与えるなどをして他人に違反行為をさせた者には、「100万円以下の罰金」を適用し、この常習者にも、さらに重い罰則を適用します。

また、法人の従業員などが、その業務に関して禁止行為を行った場合は、行為者だけでなく、法人や営業者に対しても罰金を適用します。

3 市長が指定する区域について

迷惑行為を禁止する一定の区域を、規則において定めることとします。想定している区域は、北8条通、南7条線、創成川通、西7丁目通で囲まれた区域とします。

4 条例（案）についての意見募集

札幌市では、本条例の制定に当たり、条例案の内容などを記載した資料を配布するとともに、以下のとおり、市民の皆さまからのご意見を募集します。

(1) 資料（条例案等）の配布・閲覧

札幌市ホームページによる閲覧

区政課（市役所本庁舎13階）、行政情報課（市役所本庁舎2階）

各区役所総務企画課広聴係、各まちづくりセンターにおける配布・閲覧

(2) 意見募集期間

平成17年7月25日（月）～ 8月23日（火）（30日間）

(3) 意見の提出方法

上記の期間内必着で、下記提出先への郵送・持参、ファクスまたは電子メールにより提出してください。

様式は自由です。ご意見には氏名・住所を記載してください。（ご意見などの概要を公表する際は、氏名および住所は公開しません。）

なお、電話によるご意見の受け付けは行いません。

(4) 意見の提出先

市民まちづくり局地域振興部区政課（市役所本庁舎13階）

住 所：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

ファクス：011-218-5156

電子メール：kusei@city.sapporo.jp

(5) 意見の公表

いただいたご意見に対して個々に回答はいたしません。住所、氏名、個人または法人等の権利利益を害するおそれのある情報などを除き、取りまとめの上、平成17年9月頃にホームページ等で公表させていただきます。

問い合わせ先

市民まちづくり局地域振興部区政課：吉田

電話 211-2252